

令和8年4月 10日

会員各位

一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会
会長 小新 達彦

フォークリフト用 LP ガス充填容器に係る附属品の適合確認の徹底

平素より当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、経済産業省高圧ガス保安室より、フォークリフト用 LP ガス充填容器（溶接容器）において、当該容器の耐圧試験圧力に適合しない附属品（安全弁）が装置されていた事案が確認された旨の注意喚起がなされました。

また、本件につきましては、各自治体に対しても同様の内容で注意喚起が発出されているところであります。

本件は、耐圧試験圧力が 2.9MPa の容器に対し、本来は当該圧力に対応した安全弁（作動圧力 2.32MPa）が装置されるべきところ、耐圧試験圧力 3.0MPa 用の安全弁（作動圧力 2.40MPa）が装置されていたものであり、容器と附属品の組み合わせが適切でない事例であります。

高圧ガス保安法及び容器保安規則においては、附属品は当該容器の使用条件に適合し、かつ適切に作動する性能を有することが求められており、特に安全弁については、耐圧試験圧力の十分の八以下で確実に作動することが規定されております。これに適合しない附属品が装置された場合、容器内圧力の上昇時に安全弁が適切な圧力範囲で作動せず、重大な事故につながるおそれがあり、安全確保上看過できない問題であります。

つきましては、会員各位におかれましては、附属品の付け替えを伴う容器再検査等の業務に際し、下記事項について改めて徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 容器の耐圧試験圧力に適合した附属品(特に安全弁)が選定・装置されていることの確認
2. 附属品の刻印、規格及び作動圧力の確実な照合
3. 附属品管理に係る社内確認体制及びチェック体制の再点検
4. 作業従事者への周知徹底及び教育の実施

以上

本件は、容器の安全確保に直結する重要事項であることから、各検査所においては十分ご留意のうえ、適切な対応をお願いいたします。